

議第59号

高山市防災会議条例及び高山市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

高山市防災会議条例及び高山市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

災害対策基本法の改正等に伴い改正しようとする。

高山市防災会議条例及び高山市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(高山市防災会議条例の一部改正)

第1条 高山市防災会議条例(昭和37年高山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、25人以内とし、次の各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する審議を行うほか、防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、25人以内とし、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者</u></p>

(高山市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 高山市災害対策本部条例(昭和37年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23条第7項</u>の規定に基づき、高山市災害対策本部(以下</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、高山市災害対策本部(以</p>

「災害対策本部」という。) に関し必要な事項を定めることを目的とする。

下「災害対策本部」という。) に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。